

5 障害程度区分について

(1) 障害程度区分を設けた趣旨

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の額について、障害の程度に係る区分に応じた差異を設けるものである。

(2) 障害程度区分の考え方について

障害程度区分については、上記(1)の趣旨を踏まえ、施設支援を受ける際の、障害の状況に基づいて生じる援助の必要性と援助の困難性を考慮して区分すべきものと考えている。

また、実際の区分の設定にあたっては、簡素で合理的なものにする考えであるが、支援の種類によって援助の必要性や援助の困難性の内容が異なることにかんがみ、支援の種類ごとに障害程度区分を設定する方向で検討をしているところである。

なお、障害程度区分の具体的内容については、厚生科学研究における実態調査を踏まえて検討を行い、今年度の第3四半期に障害程度区分に係る省令案を提示し、第4四半期に省令を公布する予定である。その省令において各区分ごとにどのような領域で援助の必要性や困難性が認められるものであるかをお示しするとともに、判断にあたっての具体的な取扱いを解説した通知を発出することを考えている。

- * 居宅生活支援のうち、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助（グループホーム）についても障害の程度により支援費の額に差を設ける必要性について検討することとしている。こうした差を設ける場合にあっても、いずれの額を適用するかは、施設支援の場合よりも簡易な方法で行えるものとする予定である。

(3) 障害程度区分の決定事務

障害程度区分の決定は、市町村が行う支給決定の重要な要素をなすものであり、まず、市町村において責任ある判断がなされる必要がある。具体的には、市町村は、支給申請を行った障害者に対し、聴き取り調査を行い、区分を決定する。

*聴き取り調査の項目は、簡潔なものを想定。(内容につき検討中)

なお、決定に当たり特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合には、更生相談所に対して意見を求めることとし、意見を求められた更生相談所は、医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から、市町村に意見書を送付する。市町村は、更生相談所の意見書を勘案して、区分の決定を行う。(下図参照)

